

問題 1. 輸出貿易管理令（輸出令）別表第 3 に掲げる地域には、いわゆるホワイト国が規定されており、アジアでは唯一、シンガポールがホワイト国である。下線部分はいずれも正しい。

正解は×。いわゆるホワイト国とは、輸出令別表第 3 で規定された国や地域をいい、輸出管理に関する法制度が整備され、厳格に執行されている国や地域をいう。アジアでは、韓国のみがホワイト国である。

問題 2. 東京のメーカー A は、中国のメーカー B より、パソコン製造用として輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路（総価額 500 万円）の注文を受けた。以下に示す包括許可取扱要領〔別表 A〕によれば、メーカー A は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該集積回路を中国に輸出することができる。なお、中国は、「と地域②」である。

包括許可取扱要領〔別表 A〕（抜粋）

	<u>い地域①</u>	<u>と地域②</u>
輸出令別表第 1 の 7 の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 6 条第 1 号～第 15 号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般

正解は、○。東京のメーカー A は、中国のメーカー B よりパソコン製造用として、輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路（総価額 500 万円）の注文を受けている。上記の包括許可取扱要領〔別表 A〕によれば、輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する貨物の欄と中国が属する「と地域②」は、「特別一般」と規定されているので、メーカー A は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該集積回路を中国に輸出することができる。

問題 3. 武器輸出三原則は、外国為替及び外国貿易法（外為法）の第 25 条第 1 項及び第 48 条第 1 項のそれぞれに明記されている。

正解は、×。武器輸出三原則とは、1967 年の佐藤内閣の①共産圏諸国②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国③国際紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合は、原則として武器の輸出を認めないという方針をいいます。その後、1976 年に三木内閣が佐藤内閣の方針を踏まえた方針を打ち出しています。これはあくまで、政府方針

であって、外国為替及び外国貿易法（外為法）の第25条第1項及び第48条第1項に明記されているものではありません。

「武器及びその部分品等の輸出について」

<http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti1/aa231.pdf>

問題4. 大阪のメーカーAは、国内販売の製品のみを取り扱っており、新製品の開発とコスト削減のために、近日、タイのメーカーBに製造を委託する予定で、外為令別表の6の項に該当する技術資料を提供する。

製造委託するのは、リスト規制に該当する製品ではなく、また、全量日本に輸入するので、メーカーAは安全保障上の問題も生じないと考え、製造を委託する際の輸出管理上のチェックを省略することにした。メーカーAの輸出管理上の対応は、適切である。

正解は、×。大阪のメーカーAは、近日、製造委託するためにタイのメーカーBに外為令別表の6の項に該当する技術資料を提供するというのであるから、必要な輸出管理上のチェックを行い、役務取引許可を取得する必要がある。

問題5. キャッチオール規制における需要者の確認は、原則として法人の場合には法人単位で、行政機関である場合には行政機関単位で判断する。

正解は、○。キャッチオール規制における需要者については、キャッチオール規制通達6（A）（3）及び6（B）（3）に規定がある。

たとえば、6（B）（3）では、「**需要者は、法人単位で考慮することを原則とし、行政機関である場合には、原則として行政機関単位で判断する。**」と規定している。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/hokanteki_yushutukisei.pdf

問題6. 出荷管理では、出荷する貨物や技術が書類に記載された内容と同一のものであることを確認する必要がある。

正解は、○。平成6年6月24日付けの大臣通達3（2）④では、「**出荷時に輸出又は提供される規制貨物等が書類に記載された貨物又は技術と同一のものであることを確認するとともに、通関時に事故の発生があった場合には、速やかに社内の輸出管理の統轄部署に報告される体制を整備すること。**」と規定されている。外為法等遵守事項Ⅱ3（1）にも同様の記述がある。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t06naibukitei/t06naibukitei_daijin.pdf

問題 7. 外国為替令（外為令）及び輸出貿易管理令（輸出令）は、いずれも政令である。下線部分は正しい。

正解は、○。政令とは、憲法第 7 3 条第六号に基づいて内閣が制定する命令をいう。外国為替令（外為令）及び輸出貿易管理令（輸出令）は、いずれも外為法の規定に基づく政令（委任命令）である。

問題 8. 経済産業大臣の輸出許可、役務取引許可を申請しても不許可となることもあり得るので、許可申請時に添付する「契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」とすることが、運用通達や提出書類通達で求められている。下線部分は正しい。

正解は、○。輸出者が許可申請をして、経済産業大臣の輸出許可や役務取引許可が取得できない場合でも、輸出者と輸出先の契約自体は有効なので、下線部分のような特約の規定を契約書等に設けていないと、輸出先から債務不履行等による損害賠償請求等を求められる可能性があるため、このような規定がある。

問題 9. 東京のメーカー A は、ドイツのメーカー B に家電製品の製造用に、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当する集積回路（総価額 3 0 0 万円）を、取得した特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することにした。輸出する前にメーカー B のホームページを確認したところ、軍向けの製品を製造する部門があることを見つけた。
この場合、当該包括許可は直ちに失効するので、メーカー A は、輸出をするのであれば個別輸出許可をあらたに申請しなければならない。

正解は、×。東京のメーカー A は、ドイツのメーカー B に家電製品の製造用に、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当する集積回路（総価額 3 0 0 万円）を受注している。輸出する前にメーカー B のホームページを確認し、軍向けの製品を製造する部門があることを見つけたとしても、法的には包括許可取扱要領の別表 3 の（7）（表 1）中のいずれにもあたらないので、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することができる。

包括許可取扱要領の別表3の(7)(表1)

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地(提供地)		
用いられる(利用される)場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる(利用される)おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効(注2)	/
	上記以外	失効	
用いられる(利用される)疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/tutatu24fy/houkatu_toriatukaiyouryou.pdf

問題10. 名古屋の工作機械メーカーAは、平成25年9月27日に取得している特別一般包括役務取引許可を使用して、外為令別表の2の項(2)に該当するプログラムをアメリカにある自動車メーカーBに10セット提供した。この場合、工作機械メーカーAは、当該包括許可に基づいて提供を行った際の関係資料を輸出管理内部規程に基づき、提供時から少なくとも5年間保存すればよい。

正解は、×。包括許可取扱要領の別表3の(4)に「特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、**輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間**、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること。」と規定されている。

問題 1 1. 東京のメーカーAは、アイルランドのメーカーBから、一契約で輸出令別表第1の7の項(1)に該当する貨物(総価額120万円)を受注し、来週、輸出する予定にしていた。ところが、メーカーBから納品を2回に分けてほしいという連絡があり、金額を計算すると1回目は80万円分、2回目は40万円分となった。

この場合、顧客の要望で分割輸出となるわけであり、それぞれの輸出金額は100万円以下になり、いずれも少額特例を使って輸出することが可能である。なお、今回輸出する貨物は輸出令別表第3の3に基づく告示貨物には該当しない。

正解は、×。少額特例の総価額は、契約毎に適用の可否を検討するのであって、輸出毎ではない。本問では、一契約で輸出令別表第1の7の項(1)に該当する貨物で、総価額120万円というのであるから、少額特例の適用はない。

経済産業省のQ&Aでも、「**1回の輸出契約ごと**に対して、その輸出貨物のうち輸出許可の対象となる貨物を輸出貿易管理令の別表第1の各項のカッコごと(例えば「7項(4)」「10項(7の2)」などのそれぞれ)に区分けしたものを「総価額」として、少額特例が適用されることとなります。」と記載されている。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda11.html>

問題 1 2. 企業・大学における安全保障輸出管理では、事件や事故が生じた際の責任のなすりつけあいを防ぐために、安全保障輸出管理に関する業務分担やその責任の所在は曖昧に定めておくことが良い。

正解は、×。「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)の外為法等遵守事項Ⅱ1では、「組織を代表する者を輸出管理の最高責任者(遵守基準省令第1条第二号イの統括責任者に相当する。)とし、**輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること**(遵守基準省令第1条第一号並びに第二号イ及びロを含む。)」と規定されている。平成6年6月24日の「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達)3(2)①にも同様の規定がある。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t06naibukitei/t06naibukitei_daijin.pdf

問題 1 3. 経済産業大臣の輸出許可が必要な貨物を、輸出者が外為法を知らずに輸出許可を得ないで輸出した場合であっても、罪に問われる。

正解は、○。外為法は、特別刑法である行政刑法（行政取締法規）にあたる。刑法第 8 条本文の規定（「この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。」）により、刑法典の「第 1 編 総則」の各規定は、特別刑法にも適用される。

刑法典の「第 1 編 総則」にある刑法第 3 8 条第 3 項は、「**法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。**ただし、情状により、その刑を減軽することができる。」と規定しているので、輸出者が外為法を知らずに輸出許可を得ないで輸出した場合も、この規定が適用される。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>

問題 1 4. 福岡のメーカー A が、沖縄の在日米軍基地に輸出令別表第 1 の 5 の項に該当する合金の板（総価額 2 0 0 万円）を納める場合、国内での取引となるため輸出許可は不要である。

正解は○。国内のメーカー A が、在日米軍基地にリスト規制に該当する貨物を納めることは、輸出にあたらぬ。外為法では、輸出の定義は定められていないが、運用通達 0 - 2 で「輸出の時点」が規定されている。

輸出の時点は、以下に掲げる場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時とする。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/unyoku_tutatu.pdf

問題 1 5. 横浜のソフトウェアメーカー A が、東京にある B 国の在日大使館に、外為令別表の 9 の項に該当する技術を提供する場合、B 国の在日大使館は非居住者として扱われるため、役務取引許可が必要である。

正解は、○。「外国為替法令の解釈及び運用について」 6 - 1 - 5、6 の 2 (2) で、「**本邦にある外国政府の公館(使節団を含む。)及び本邦にある国際機関は、非居住者として取り扱う。**」と規定されているので、東京にある B 国の在日大使館は、非居住者である。したがって、リスト規制該当技術を提供するのであれば、役務取引許可が必要である。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t02gichukai/t02gichukai_unyokaishaku.pdf

問題 1 6. 大阪の貿易会社Aの香港支店が、台湾のメーカーBから輸出令別表第1の16の項に該当する合金10トンを購入し、ドバイの貿易会社Cに売却する仲介貿易取引の契約をした際、貿易会社Cから、この合金を使って、最終的には大陸間弾道ミサイルの製造を行うと電子メールで連絡を受けた。この場合、貿易会社Aの香港支店が仲介貿易取引の契約をしているので、貿易会社Aは、仲介貿易取引許可申請を経済産業大臣に行う必要はない。

正解は、×。仲介貿易取引規制は、外為法第25条第4項・外為令第17条第3項に基づく規制である。本問の場合、まず、大阪の貿易会社Aの香港支店が、仲介貿易取引規制の規制対象となるか問題となるが、仲介貿易運用通達1(4)にあるように、本邦法人の海外現地法人は、規制対象とならないが、海外支店は、規制対象となる。

次に貿易会社Aの香港支店が、台湾のメーカーBから輸出令別表第1の16の項に該当する合金10トンを購入し、ドバイの貿易会社Cに売却する仲介貿易取引の契約をした際、貿易会社Cから、この合金を使って、最終的には大陸間弾道ミサイルの製造を行うと電子メールで連絡を受けているので、外為令第17条第3項第二号イの要件を満たし、仲介貿易取引の許可を取得する必要がある。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S55/S55SE260.html>

問題 1 7. ベルギーの電機メーカーAは、大阪で開催された国際展示会に輸出令別表第1の9の項に該当する貨物(総価額1,000万円)を出品し、当該国際展示会の終了後に本国に返送する場合、無償告示により輸出許可は不要である。

正解は、○。ベルギーの電機メーカーAは、大阪で開催された国際展示会に輸出令別表第1の9の項に該当する貨物を出品し、当該国際展示会の終了後に本国に返送する場合、輸出令第4条第1項第二号ホ・無償告示第一号3の規定により、輸出許可は不要である。

3 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの(4に掲げるものを除く。)に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの(輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域(以下「特定地域」という。)以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/kokuji/k01kamotu/k01kamotu_mushou.pdf

問題 18. 子会社や関係会社は親会社から独立した法人なので、子会社や関係会社の実状に関係なく、親会社が安全保障輸出管理の指導・教育を行うことは不要である。

正解は、×。「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達) 3 (2) ⑧では、「**子会社及び関係会社に対し、当該企業の実状に即した安全保障輸出管理に関する適切な指導を実施すること。**」と規定されている。外為法等遵守事項Ⅱ 7でも、「子会社及び関係会社に対し、安全保障貿易管理に関する**適切な指導**を行うこと。」と規定されている。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t06naibukitei/t06naibukitei_daijin.pdf

問題 19. 企業における安全保障輸出管理では、安全保障輸出管理部は、自社の売り上げに貢献するように、一致協力して営業部門を支援すべきであって、組織上も営業部門の直轄下に置くのが良い。

正解は×。「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達) 3 (2) ①では、「**規制貨物等の輸出又は提供の管理に関し、社内に輸出管理の最高責任者を代表取締役とする輸出管理組織を設け、業務分担及び責任範囲を明確にすること。**」と規定されている。

したがって、安全保障輸出管理部は、営業部門の傘下ではなく、代表取締役のもとの組織であることが求められている。外為法等遵守事項Ⅱ 1でも同様の規定がある。

問題 20. 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達) では、「外為法等により規制されている地域(以下「規制対象地域」という。)以外の地域への輸出若しくは提供又は輸出を前提とする国内販売であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、規制対象地域への輸出又は提供となる点を踏まえ、取引審査を実施できるようにすること。」が求められている。下線部分は正しい。

正解は○。「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達) 3 (2) ②参照。

問題 2 1. 大阪の電機メーカーAは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの大学（懸念区分は、ミサイル、核）を卒業したX氏を正社員として雇用した。メーカーAが社内研修で外為令別表の10の項に該当するレーザーの製造技術をX氏に提供する場合、役務取引許可を取得する必要はない。

正解は○。外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの大学（懸念区分は、ミサイル、核）を卒業したX氏は、非居住者であるが、大阪の電機メーカーAが、正社員として雇用しているので、「外国為替法令の解釈及び運用について」6-1-5、6の1（2）イ（イ）の「**本邦内にある事務所に勤務する者**」にあたり、居住者として取り扱われる。

よって、電機メーカーAがX氏にリスト規制該当技術を提供する場合、役務取引許可は不要である。

問題 2 2. 東京にある貿易会社Aでは、国際郵便や国際宅配便で貨物を輸出する場合、取扱業者などから該非判定書を求められることはあまりないので、普段から該非判定は行っていない。貿易会社Aの輸出管理上の対応は適切である。

正解は×。東京にある貿易会社Aは、外為法第55条の10第1項の「輸出を業として行う者」にあたる。したがって、輸出者等遵守基準に従い、「特定重要貨物等に該当するかどうかの確認についての該非確認責任者を選任する」義務がある。よって、本問の貿易会社Aの輸出管理上の対応は適切ではない。

問題 2 3. 横浜の測定装置メーカーAは、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置αを必要な輸出許可を取得し、タイのメーカーBに輸出した。当時、輸出許可には特に条件等は付されなかった。その後、メーカーBが倒産し、当該測定装置αは、メーカーAの知らないところで、次々転売され、最終的にイランに輸出されていたことが判明したとしても、メーカーAは、外為法上の責任は問われない。

正解は○。横浜の測定装置メーカーAは、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置αを必要な輸出許可を取得し、タイのメーカーBに輸出している。その後、メーカーBが倒産し、メーカーAの与り知らないところで、次々転売され、最終的にイランに輸出されていたとしても、メーカーAは、外為法上の責任は問われない。

問題 2 4. 神戸からドバイを経由し、最終的にはイランに輸出令別表第 1 の 5 の項に該当する貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、イランである。

正解は○。仕向地とは、運用通達の別表第 3 の 1 - 4 - 1 で、輸出貨物の最終陸揚港の属する国又は領域とされているので、この場合、イランが仕向地となる。

問題 2 5. 我が国のキャッチオール規制における規制対象地域は全地域である。下線部分は正しい。

正解は×。キャッチオール規制では、ホワイト国である輸出令別表第 3 の地域は、規制から除外されている。輸出令別表第 1 の 1 6 の項及び外為令別表の 1 6 の項の下欄は、「**全地域（輸出令別表第 3 の地域を除く。）**」と規定されている。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物

平成25年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第26回)

(STC Associate)試験問題